

四日市市上下水道局告示第 12 号

地方公営企業法第 33 条の 2（昭和 27 年法律第 292 号）において準用される地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、四日市市水道事業会計規程（平成 5 年四日市市水道局管理規程第 4 号）第 8 条の 3 第 3 項の規定、四日市市下水道事業会計規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 4 号）第 6 条の 3 第 3 項の規定及び四日市市農業集落排水事業会計規程（令和 6 年四日市市上下水道局管理規程第 9 号）第 6 条の 3 第 3 項の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 3 月 26 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地

名称	住所または所在地	指定公金事務取扱者に係る指定をした日
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地 7 番 8 号	令和 7 年 3 月 12 日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル 5 階	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 65 番の 1	令和 7 年 3 月 12 日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5-1	令和 7 年 3 月 12 日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	令和 7 年 3 月 12 日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2	令和 7 年 3 月 12 日
ウエルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 10 丁目 11 番地 4 号	令和 7 年 3 月 12 日
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-2	令和 7 年 3 月 12 日
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目 16-5	令和 8 年 3 月 13 日

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

3 指定公金事務取扱者に委託をする日

令和 8 年 4 月 1 日

4 公金事務の委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(上下水道局管理部お客様センター)